

令和 4 年 3 月 3 1 日

太陽石油株式会社に対する行政処分を行い、あわせて、他の認定事業所に法令手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起等を行いました

経済産業省は、本日、太陽石油株式会社に対して、同社四国事業所の高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行い、その旨を同社宛てに通知しました。

あわせて、本日、同社四国事業所における法令違反や認定基準に不適合となる事項について、他の認定事業所に周知し、法令手続及び保安管理の適切な実施について、注意喚起等を行いました。

1. 経済産業省は、令和 3 年 5 月 1 9 日、太陽石油株式会社から、同社四国事業所において、高圧ガスの漏えいに関する通報及び補修工事の許可申請等の手続き漏れについて報告を受けました。

その後、令和 3 年 9 月 1 7 日に同社に対して、法令違反の内容等について報告徴収命令を発出し、令和 3 年 1 0 月 1 8 日に報告を受けました。この報告を踏まえ令和 3 年 1 1 月 2 9 日及び 3 0 日に同事業所に立入検査を実施したところ、追加で法令違反事案が判明したため、本年 1 月 1 3 日に、同社に対して、再度、法令違反の内容等について報告を求め、本年 1 月 3 1 日に報告を受けました。

同社からの報告及び同事業所への立入検査により、長期にわたり必要な法令手続きを怠っていたことや、認定基準に不適合となる事実が確認されたことなど、保安体制に重大な不備が認められたことから、本日同社に対して、完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行い、その旨を通知しました。

<取消の理由>

- ① 太陽石油株式会社四国事業所は、2 0 1 1 年 4 月から 2 0 2 1 年 9 月までの期間、製造のための施設の変更の工事について、都道府県知事の許可の取得又は軽微な変更の工事の届出を行っていなかったこと、都道府県知事が行う完成検査の受検又は自らが行った完成検査の記録の都道府県知事への届出を行わず、当該施設を使用していたこと、事故届や保安に関する記録の作成、維持が適切に行われていなかったことなど、法令違反や認定

基準への不適合が認められたこと。

- ② 同事業所には、上記事実に見られるとおり、長期にわたり多数の法令違反や認定基準に不適合となる事実が確認されたこと、故意の法令違反や組織的な関与が確認されたことなど、保安体制に重大な不備があると認められたこと。

2. 今回の認定の取消しにより、同社四国事業所は、自ら法定検査（完成検査・保安検査）を行うことができなくなり、愛媛県知事又は指定完成検査機関・指定保安検査機関が行う検査を受けることになります。また、今後2年間は認定を受けることができなくなります。経済産業省としては、引き続き、愛媛県等、関係機関とも連携をとりつつ、法令遵守及び保安管理の徹底を求めています。

3. また、他の認定事業所に対し、法令手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起を行うとともに、高圧ガスの事故届等の取り扱いや検査等の実施について、同様の不備がないか確認を行ってまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長 佐藤 孝一

担当者：飯田、村上

電 話：03-3501-1511（内線4951～4955）

03-3501-1706（直通）

(参考) 高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定について

- ・コンビナート等の高圧ガス製造者は、その製造設備について、補修等の変更工事を行う際には、都道府県知事の許可を得るとともに、完成時に都道府県知事が行う完成検査を受けなければならない。(高圧ガス保安法第20条第3項本文)
- ・ただし、自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として、経済産業大臣の認定を受けている者(認定完成検査実施者)については、自ら完成検査を行い、その記録を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を受けなくても良い。(同法第20条第3項第2号)
- ・高圧ガス製造者は、その製造設備について、都道府県知事が行う保安検査を年1回受けなければならない。(同法第35条第1項本文)
- ・ただし、自ら保安検査を行うことができる者として、経済産業大臣の認定を受けている者(認定保安検査実施者)については、自ら保安検査を行い、その記録を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による保安検査を受けなくても良い。(同法第35条第1項第2号)
- ・高圧ガスによる災害が発生したとき、認定基準に該当していないと認められるとき等は、経済産業大臣は、認定を取り消すことができる。(同法第39条の12第1項)
- ・認定取消し後2年間は、再び認定を受けることができない。(同法第39条の6第1項第5号)

（７）法令違反事案を踏まえた現行認定制度と 新たな認定制度における対応

**令和４年３月３１日
高圧ガス保安室**

法令違反事案を踏まえた現行認定制度と新たな認定制度における対応

- 現行制度において、検査体制の強化や研修プログラムの拡充を行う。
- 新たな認定制度において、現行制度で講じる検査体制の強化や研修プログラムの拡充に加えて、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月21日）で指摘されたとおり、適切な審査を実施する。

現行制度における対応

- ① 高圧ガス保安協会が行う認定・認定更新の事前調査に、企業統治やコンプライアンスの専門家を参画させ、より厳格な審査を実施。
- ② 国が適時に行う認定基準への適合性を確認する検査において、審査経験のある自治体や企業OB等を活用するなど検査体制を強化。
- ③ 認定・認定更新時の確認等において、今回の事案で事故届出漏れ等の原因となった所内規程の事故の定義についても確認を行う。
- ④ 今回の事案の教訓を踏まえ、国・自治体職員向けの研修プログラムを充実させ、目利き能力を向上させる。
- ⑤ 他の認定事業所に本事案の内容を周知して注意喚起するとともに同様の事案が生じていないかについて総点検（※1）を行う。

（※1）①本事案の原因となった「事故」の定義の社内規程等における規定内容と運用状況、②事故届出や検査等の不備の有無について報告を求める。

新たな認定制度における対応

- 現行制度で講じる検査体制の強化や研修プログラムの拡充（上記②～④）に加えて、以下の制度を措置。
- ① 認定基準において、現行制度よりもコンプライアンス要件を強化（※2）するとともに、コーポレートガバナンス要件を追加して製造事業所だけでなく会社全体の健全性を厳格に確認。
（※2）高圧ガス保安法についての法適合性確認能力（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有することを要求。
- ② 認定や認定更新時において、国が行う外部有識者からなる審査会審査に、企業統治やコンプライアンスの専門家を参画させ、多角的な視点からより厳格に審査。
- ③ 国から高圧ガス保安協会等への意見聴取・調査依頼を行うことを措置しており、国と専門技術的知見を有する安全機関が一体となって審査を実施。